

辰野町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 平成24年5月7日(月)午後1時30分から3時05分

2. 開催場所 辰野町役場 2階第6会議室

3. 出席委員(15人)

会長	1番	武井 典夫
会長職務代理者	2番	三澤 省三
委員	3番	松澤 覚一
	4番	山崎 今朝利
	5番	野澤 宏
	6番	赤沼 君人
	7番	尾坂 壽夫
	8番	根橋 建太郎
	9番	山内 良春
	10番	赤羽 則子
	12番	上島 明德
	13番	下田 節子
	14番	勝野 次郎
	15番	小野 一喜
	16番	赤羽 武直

4. 欠席委員(1人) 11番 小澤 高佳

5. 議事日程

第1 議案第1号 農地法の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について

議案第3号 農地法第5条の規定による競売・公売農地の買受適格認定について

報告事項 専決事項について

4月許可決定の4条1件、5条4件については、長野県農業会議から

4月16日付けで許可相当の答申があったので、許可指令書を交付した。

農地法第18条第6項の規定による届出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 役場産業振興課長 中村良治(欠席)

事務局次長 役場産業振興課補佐兼農政係長 足助和実

書記 役場産業振興課農政係専門員 千田茜

7. 会議の概要

< 武井会長 >

皆さんこんにちは。連休明けということで各自連休疲れ、若しくは農作業疲れというところですが、この時期、色々とニュースがあったわけでございます。特に京都それから群馬の交通事故、大きな事故があったわけでございます。私の親戚も遠出をしております、ちょっとひやつとした経過がございます。前を走っていた車が、バスが、ああいう風な事故だと。自分達の乗っていたバスが途中で止まったというようなことで、すぐうちの法へ電話が入ったわけでございますが、あと1分違えば、そのバスに衝突したなんて話をしましたけれども、そんな風な色々の事故があったわけでございます。農業委員の皆さんに報告しておきますけれども、小澤さんが敗血症という病気にかかっています。それで今現在、今日退院だと思っておりますが、辰野病院に入っております、酸素を吸入しておいたわけでございます。それでちょうど4月の中旬頃ですか、うちにいて、体の調子が悪いということで救急車を呼んで辰野病院に入ってそれからずっと、今日、仮退院だということでございます。私もその報告をうけましたので、仮退院できましたけれども、どうも敗血症ということになるとおそらく一生酸素をリュックの中にポンベを入れて歩かなければならないだろうと。だが、自動車とかそういうのは運転できるようですね。私の町内にもそのような方が一人いるわけですが、小さなポンベをリュックの中に入れております。ですから小澤さん大丈夫だと、言っておきましたけど、農業委員の作業はおそらく無理だと思います。今回は総会は欠席いたしますけれども、次からはなるべく出られるように体調を整えたいという風な、本人から申し出がございました。ですのでちょっと、農地の方の作業について、それから農政の作業については、不可能だと、こんな風に感じております。また、農業で一番大事にされております、TPPの話についてはまた、総理が渡米しましていろいろ話したようでございますが、その進展若しくは不進展したというような報道はほとんどないわけでございます。そういう風な中で私が聞いている範囲では、農業やっている方には申し訳ないけれども、一部はどうもTPPの中には入らないけれども一部は、ほとんどが入るんじゃないかというような状況だという話を聞いております。そういう風な中でこれからの農業はなかなか、特色のあるものを六次産業として、加工するとかそういうことをしなければ、どうも成り立っていかないだろうと、こんな風に感じ取ったわけでございますが、これから皆さん方も特に農業に対する六次産業に向かっての方向というものを注意深く見ていただきたいと。それからやはりそのように農産物をしていかなければ、付加価値を付けなければ売れない時代になってくるだろうと、こんな風に感じております。農協さんも大変苦慮しておって、ただお米なり麦なりそばなりを実として扱っておる時代は過ぎたんじゃないかという風に農協の方もいわれております。そういう意味で何とかこれから農家の方が自立できる社会にしなければいけないだろうとこんな風に思っております。どうか農業委員のご出席の皆さんもこの辺について部落またはそういう風な、地域で話し合いのある時にはそういうふうな方向の話を持ち出していただければ幸いではないかとこんな風に思います。開会にあたりまして私の感じたことを一言申し上げました。本日は最後の方にヒマワリ、それから大豆、それから旅行とございますので会議がスムーズに進みますようよろしくお願いいたします。

それでは3番の、議事録の署名人の指名をいたします12番の上島さん、13番の下田さん、よろしくお願いいたしますと思います。

それでは議事の4番に入りたいと思います。議案第1号の農地法の規定に基づく許可について、

事務局の方から説明をお願いいたします。

【議案第1号、3条の規定による許可について、1番～8番朗読】

<足助事務局次長>

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさん所有の、大字伊那富字沢田...番地、地目は登記現況とも畑、面積268㎡を、大字伊那富...番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は33aで下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、上島委員と武井会長から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは上島委員より現地の説明を詳細をお願いいたします。

<12番上島委員>

それでは審査報告を申し上げます。4月14日武井会長と私と、BさんとそれからC司法書士さんかな、の(立会の)もとで確認を行いました。Bさんは、先程事務局の方から説明があったとおり、畑の購入ということです。購入するのは図面3の1になります。(図面により場所の説明)Bさんの自宅の裏の畑になります。地主のAさんは高齢であり耕作ができないということと、譲受人のBさんは自宅の裏であるということで話がまとまったようでございます。境界は地籍調査済みでございます。畑の中にちょっとした白樺の木が3本ばかりありましたので、それは切っていただくと。それからストープ用の薪がちょっと積んであったのでそれも片付けていただくということでお話をしております。以上で問題はないと思いますが、ご審議の程をお願いいたします。以上です。

<武井会長>

ただ今上島委員より詳細について説明がありました。私も一応担当ということで上島委員と一緒に現地を見させていただきましたが、このAさんの農地には入っていく道がないんですね。馬入れだとかいうのがなくて、この農地へ入っていくには昔のことでございますのであぜ道というようなことで通らしてもらっておったという風な農地でございます。あとについては上島委員の方から説明がありました。この件につきましてなにかご質問ご意見ございますでしょうか。(「なし」の声)はい、異議なしということでございますので、この件につきまして許可することにいたします。よろしく願いいたします。それでは2番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

2番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさん所有の、大字伊那富字沢尻...番地、地目は田、面積970㎡、大字

伊那富字沢尻...番地、地目は田、面積624㎡、大字伊那富字荻原...番地、地目は田、面積484㎡、計3筆を、大字伊那富...番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は1.5㍓で下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、尾坂委員と野澤委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、この件につきまして、尾坂委員の方から詳細について説明をお願いいたします。

<7番尾坂委員>

それでは私の方からご説明申し上げます。内容については今事務局の方で説明したとおりでございます。このAさんにつきましては今まで手不足とかたちでもって耕作放棄地ということでもございました。本人もできれば売りたいという気持ちがございましたところ、Bさんが買ってくれるとかたちになりまして、成立いたしました。境界につきましては地籍調査も終わっておりましてきちっと確認できました。野澤委員と4月12日に現地立会しまして問題ないということを確認してきましたのでよろしくをお願いいたします。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。尾坂委員から説明ありましたようにこの土地につきましては耕作放棄地、担当の方としては大変地域に対しての説明が複雑となっておったところが今回こういう風なかたちで話ができてこのような結果になっておるとございまして、それからおそらくこの地籍は地籍調査できちっとできておりますところだと思いますので、ご意見ご異議ございますでしょうか。（「なし」の声）それではこの件につきまして原案どおり可決することにいたします。それでは事務局の方から3番についてお願いします。

<足助事務局次長>

3番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地のAさん所有の、大字伊那富字山腰...番地、地目は登記現況とも畑、面積945㎡を、同居の長男でありますBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は67aで下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、野澤委員と尾坂委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

それではこの件につきまして、野澤委員より詳細について説明をお願いいたします。

<5番野澤委員>

はい、(図面により場所の説明)この畑はリンゴ畑でございまして果樹園でございます。Aさんがお母さんでございしますが、Bさんのお母さんでございまして、90を越して、生前贈与したいということで息子のBさんの方へどうしても名義を譲りたいと、相続でなくて贈与でやりたいということで、いずれにしろこの畑はBさんがりんご畑でりんごを作っておる畑でございます。こども地籍調査済みでございます。こういう点で引き続いてりんごを作るといふことで何ら問題ないと思っておりますのでよろしくご審議をお願いします。

<武井会長>

ただ今野澤委員よりこの件につきまして詳細に説明がございました。この件について何かご質問ご異議ございますか。(「なし」の声)この件は生前贈与ということでございますので、親子関係でございまして。それではこの書類どおり許可することにいたします。よろしくをお願いいたします。それでは4番についてお願いいたします。

<足助事務局次長>

4番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地のAさん所有の、大字平出...番地、地目は登記が田現況が畑、面積576㎡を、諏訪市大字湖南...番地にお住まいのBさんが取得するものです。譲受人は町外在住者でありますので営農計画書も提出されておりますが、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は34aで下限面積を超えております。この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三澤代理と赤羽則子委員から意見書をいただいております。

<三澤職務代理>

それでは私の方から説明いたします。(図面により場所の説明)赤羽則子委員と4月12日に司法書士の方と立ち会いました。現在も平出の方が借りて色々つくっていますが、申請人がそこへ野菜ハウスを建てたいということです。よろしくご審議をお願いいたします。

<武井会長>

ただ今三澤代理の方から詳細について説明があったわけでございます。この件につきまして、こども地籍調査ができてございますので塚等は問題ないと思っております。それから事務局の方で説明がありましたBさんについても、農地として使うには支障ないという説明でございました。この件について何かご意見ご異議ございますでしょうか。(「異議なし」の声)よろしいですかね。はい、それではこの件につきまして書類のとおり原案どおり許可することにいたします。それでは5番について

事務局の方からお願いいたします。

<足助事務局次長>

5番、所有権の移転でございます。

大字樋口...番地のAさん所有の、大字樋口字原田...番地、地目は登記現況とも田、面積583㎡を、大字樋口2008番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は80aで下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、山内委員と下田委員から意見書をいただいております。

<武井会長>

はい、それでは山内委員の方から意見を求めます。

<9番山内委員>

それでは詳細につきご説明させていただきます。4月15日、下田委員をお願いいたしまして譲受人のBさんの案内により現地を確認いたしました。なおこの地主さんがですね、過去も、前から色々お隣が、なんですか、荒れてて困るとか色々の問題がある農地でございました。ちょうどこの南側の農地がBさんの田んぼであり、自分の住宅もすぐ近くであり、というような売買でございます。非常にきれいにはつくってあった田んぼなんですけれども、それでこの(図面の)3-5と書いてあるところもAさんの田んぼであり、そこもできたらやりたいということでもあります。高齢であり、息子、長男もお亡くなりになり、そんなことでできるだけ処分したいというようなことです。以上でございますが、審議の程お願いしたいと思います。

<武井会長>

ただ今山内委員の方から詳細について説明がありました。事務局の方の説明それから、この地籍も地籍調査はできておまして、田んぼとしての利用価値等もこれから可能でありますし、農地として使っておるということでございます。この件につきまして何かご意見ご異議ございますか。(「なし」の声)よろしいですか。はい、それではこの件につきましても原案どおり可決することにいたします。次、6番事務局の方でお願いいたします。

<足助事務局次長>

6番、所有権の移転でございます。

神奈川県横須賀市鴨居...のAさん所有の、大字小野字山口...番地、地目は畑、面積376㎡を、大字小野4171番地にお住まいのBさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は48aで下限面積を超えております。7番が関連しておりますので一緒に説明させて

いただきます。

7番、所有権の移転でございます。

6番の譲受人でありますBさん所有の、大字小野字山口...番地、地目は畑、面積373㎡と、大字小野字梨子ノ木沢...番地、地目は畑、面積373㎡、大字小野字梨子ノ木沢...番地1、地目は畑、面積247㎡、計3筆を、6番の譲渡人でありますAさんが取得するものです。譲受人は町外在住でありますので営農計画書が提出されており、譲受人の妹の、安曇野市豊科田沢...のCさんが耕作に従事するということです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は32aで下限面積を超えております。

これらの件につきましては、双方は本家と新宅の関係であり、長年自分の土地と思って耕作してきたところ、地籍調査の結果それが異なっていたことが分かり、双方合意のうえでの訂正ということですので、6番、7番いずれも、今回の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、勝野委員と小野委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは勝野委員からこの件につきまして意見を求めさせていただきます。

<14番勝野委員>

それではご報告申し上げたいと思います。ただ今事務局の方からご説明のありましたように、AさんとBさんの関係は、Aさんが本家で、Bさんが新宅ということの間柄でございまして、たまたま地籍調査の時に、長年耕作してきた自分の土地が登記上の名義と替わっていたと。入れ替わっているようなことで、ここではっきりさせたいということで申請がありました。長年自分のつくってきた土地には愛着があってそのまま返すとかそういうことはしにくいので、名義を変更してそれぞれが今までどおりに耕作をしていきたいということでお話がありました。3月27日に小野委員と私、Aさんと、Bさんの妹にあたる、安曇野におりますCさんと4名が現地確認をさせていただきました。いずれも地籍調査が済んでおりまして、境界もはっきりしておりましたし、双方協議で無償譲渡ということでしたというお話でありましたのでよろしくご審議の程をお願いいたします。

<武井会長>

ただ今勝野委員から、この6番7番につきましては一応本家と分家という様な関係で登記上のミスでこんな風になっていたけれども、登記の書類と同じに名義を移すということによろしいですね。

<13番勝野委員>

登記と同じでなくて、耕作をしているように、登記の方を変えたいということです。

<武井会長>

登記を戻すということね。これは両者で納得しているんだね。これはそういうことで登記を戻して、名義を変えるんだね。そういうことでございますので、えらい問題はないと思いますが、皆さんいかがでしょう。

<6番赤沼委員>

ちょっといいです？この地図を見ると道路上も面積に入っているの。これどういうことですか。

<13番勝野委員>

これは昭和25～6年だと思いますが、当時に近代化を目指しているということで、各農道をつくった訳ですけど、そのつくった状態がそのまま分筆登記されずに残ってきておまして、ここで地籍調査がされましたので、今度初めてこの部分については分離になるということだそうでございます。一応今までのところこの道路も自分の土地に入っておりますが、ここで地籍調査して初めて分筆ということになるそうです。

<武井会長>

はい、あの、希に見る事だと思います。これはやはりあの昔はどこでもかまわず道路にしとして登記をしてないというのが、宮木の地籍でもあります。それでその時代に登記をすれば簡単にいくけれども、今の時代になって先代が亡くなってしまって、新しい人になるとなかなか難しい問題ですので、これは小野の地籍でございますので、今勝野委員から話しがありましたように、今度は小野地籍でこの農道のところはいわゆる公道としてやるということでございますので、一応ご承知を願っていただきたいとこんな風に思います。その他何かございますか。（「なし」の声）なければ原案どおり許可することにしてよろしいでしょうか。はい、それでは許可することにいたします。次に8番お願いいたします。

<足助事務局次長>

8番、所有権の移転でございます。

大字平出...番地のAさん所有の、大字平出...番地、地目は田、面積992㎡を、大字平出...番地にお住まいのBさん、Cさんが取得するものです。この件について、譲受人の保有している農業機械、労働力、通作距離等見ても効率的な利用が可能であり、また農地取得後の農業経営面積は49aで下限面積を超えております。また、この度の権利の取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。よって農地法第3条第2項各号には該当せず許可要件の全てを満たしていると考えます。この件につきましては、三澤代理と赤羽則子委員から意見書をいただいています。

<武井会長>

はい、それでは赤羽委員の方から説明をお願いいたします。

<10番赤羽委員>

それではご報告させていただきます。4月23日、D不動産さんと三澤代理さんとともに現地を立ち合わせていただきました。譲受人のBさん、がおばあちゃんですね、でCさんがEさんの奥さんであります。Eさんともお話をさせていただきましたけれども、たまたまこのAさんとBさんのお宅がご近所ということでAさんはもう手放したいということでこのようなお話がまとまりました。(図面により場所を説明)Bさんのお宅では、Eさんから話を伺いましたら、もう自分は本当に農業をやる気持ちがないんですけれども、その子供さんご夫婦が今飯田の方に教員をなさってますけれども、大変関心を持って耕作にきているそうです。それでその若者達夫婦に励まされて譲り受けることになったということをお聞きして、本当に今の時代にうらやましいことだと思いました。堺もきっちりしておりますし、Aさんが所有していたときも多分耕作していないのしょうけれどもきれいにして誰かにトラクターでおこしてもらったりしたと思うのですけれども、即稲作りができるということを見受けさせていただきました。以上報告終わります。

<武井会長>

はい、ただ今詳細について説明があったわけですが、そうしますと登記は二人ですね。はい、その他に何かありますか。(「なし」の声)よろしいですか、それではこの件につきましても書類のとおり原案のとおり可決することにいたします。以上3条につきまして8件ご審議ありがとうございました。それでは4条の方お願いいたします。

【議案第1号、4条の規定による許可申請について1番朗読】

<足助事務局次長>

それでは4条であります。

1番、大字伊那富...番地にお住まいのAさんが、大字伊那富7378-1番地、地目は田、現況は休耕地、面積204㎡に、一般住宅を新築するための申請でございます。現在申請者はアパート住まいであります、実家に近接の自己の所有地に、自分の住宅を新築したいという計画でございます。申請地は水管等2種以上の埋設された道路沿道で500メートル以内に2以上の公共・公益施設、羽北保育園と伊藤外科医院がありますので、農地法第4条第2項第1号口の(1)の第3種農地であり、原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましては、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは野澤委員から意見を求めます。

<5番野澤委員>

はい、尾坂委員と、伊那市の土地家屋調査士のBさんと現地を確認いたしました。(地図により場所の説明)四隅というか5箇所に境界柱がきちつとなっております。図面の上のお宅はお父さんだそうでございます。その近くに以前から土地をお父さんの方で買ってあったようでございますので、そこへ息子さんがアパート住まいですのでここへ家を建てたいということでございます。周りも住宅地でございます、正面も広い道路がありますのでなんら問題ないと判断いたしました。ご審

議をよろしく願いいたします。

<武井会長>

ただ今この件につきまして野澤委員よりご説明があったとおり、それであるここは確かに分譲されているような状況になっておる地籍で道路も5メートルくらいの道路で下水道、上水も通っておるようでございます。この件につきまして何かご質問ご異議ございますでしょうか。（「異議なし」の声）よろしいですかね、はい、この件につきまして可決することにいたします。4条一件ご苦勞様でございました。次のページお願いいたします。

【議案第1号、5条の規定による許可申請について1～2番朗読】

<足助事務局次長>

それでは5条であります。

1番、所有権の移転でございます。

大字伊那富...番地にお住まいのAさんが所有いたします、南平...番地、地目は畑、面積587㎡を、富士見町富士見...番地にお住まいのBさんが取得し、一般住宅の新築をするための申請でございます。譲受人は現在家族とアパート暮らしをしておりますが、隣接地に知人が住宅を建てるに伴い、自己も住居を建築する目的でございます。転用面積は500㎡を超えておりますが、分筆し残してもわずかなため農地として有効利用は望めず、また傾斜地が含まれているため宅地としての有効利用面積は500㎡ほどになりますので、やむを得ないと思われま。申請地は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える程度に達した区域内でありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。

2番、所有権の移転でございます。

先程の1番と同じ譲渡人であり、Aさんが所有いたします、南平7904-1番地、地目は畑、面積587㎡を、大字伊那富...番地にお住まいのCさんが取得し、一般住宅の新築をするための申請でございます。譲受人は現在家族とアパート暮らしをしておりますが、家族が増え部屋が手狭となったため自己の住居を建築する目的でございます。こちらも転用面積は500㎡を超えておりますが、分筆し残してもわずかなため農地として有効利用は望めず、また傾斜地が含まれているため宅地としての有効利用面積は500㎡ほどになりますので、やむを得ないと思われま。申請地は、水管等2種以上の埋設された道路沿道で500メートル以内に2以上の公共・公益施設、羽北保育園と辰野南小学校がありますので、農地法第5条第2項第1号口の(1)の第3種農地と指定されます。よって原則許可で問題ないと判断いたします。この件につきましても、野澤委員、尾坂委員から意見をいただいております。

<武井会長>

それでは5条、野澤委員の方から詳細について説明をお願いいたします。

<5分野澤委員>

(図面により場所の説明)この1・2と合わせてAさんが農地で持っておる訳でございますが、今ま

では端っこに上のお宅の方が少しばかり借りて野菜を作っていた程度で、やはり荒れた、耕作してないような土地でございます。そこを、面積広いもんですから二つに分けて住宅地に、周りが住宅地でございます。南の方だけ牧草地でございます。それから四隅はしっかりと境界柱があります。傾斜地ですので平に造成し直すという話してございました。尾坂委員と、箕輪のD行政書士と現地を確認してそういう話しをお聞きしました。何ら問題ないと思いますのでご審議をよろしく願いいたします。

<武井会長>

ただ今野澤委員の方から5条の1番2番について同じところを半分に分けるというふうな説明、それでこの辺は下水道上水道も。それで事務局からの説明があったように新築をしてあと何坪かの土地が余るこれについては一応非農家の方でも30坪くらいなら持てるということがありますが、そういうことでそこに非農家の方が野菜を作っても罰せられないということで、この件につきまして何かご質問ございますでしょうか。「なし」の声よろしいですか、はい、それではこの件につきまして1番2番について一応両方一緒に可決ということでよろしく願いいたします。それでは5条につきましては以上でございます。次に進みたいと思います。議案第2号の方お願いいたします。

【農業経営基盤強化促進法の規定に基づく決定について】

<足助事務局次長>

利用権の設定であります。詳細は議案書の通りでございます。

計4件、13筆、面積は合計で12,354㎡です。いずれも、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしておりますので、ご審議よろしく願いいたします。

<武井会長>

はい、ただ今事務局の方から説明があったとおりでございます。利用権の台帳にこのように記載されております。よろしいですかこれについて。何かご質問ございますか。これからこういうものが農業委員さんのところへ出てくると思いますのでご承知願います。それでは議案第2号についてはよろしいですね。それでは議案第3号の方に進みたいと思います。

【農地法第5条の規定による競売・公売農地の買受適格認定について】

<足助事務局次長>

農地法第5条第1項目的の買受適格者証明願でございます。

以前、3条目的での買受適格証明を審議したことがございますが、今回は5条目的の証明願ですので、審議していただきますのは、農地法5条の許可要件を満たしているかどうかということでございますので、よろしく願いいたします。

1番、大字平出...番地、地目は畑、面積410㎡を、岡谷市神明町四丁目..番..号の、有限会社Aが取得し、戸建賃貸住宅を新築したいという計画でございます。申請人は宅建免許を有する不動産業者で、佐久市、岡谷市、下諏訪町、茅野市、伊那市等でアパート経営をしている実績がありま

す。申請地を含めそのあたり一帯の土地が競売により売却されることとなり、主要道へのアクセスの
利便さや公共施設にも近いことから住宅用地としての需要が見込まれるため、当該農地を落札で
きた場合には、既存の建物を全て取り壊し、戸建て賃貸住宅4棟を建て、市場に提供したいという
計画でございます。申請地は第1種住居地域の用途地域であり、農地法第5条第2項第1号口の
(1)の第3種農地と指定されます。この件につきましては、三澤代理、赤羽則子委員から意見をい
ただいております。

<武井会長>

それではこの件につきましては三澤代理の方から説明を求めます。

<三澤職務代理>

不動産した土地を銀行がおさえ、おさえた銀行が弁護士とかそういう事務所を通して競売できる
か、買ってくれるところがあるか照会を出すわけです。(図面により場所の説明)Bさん以下四名の方
が持ち主の身内なんです。親が放棄しちゃって子どもたち4人が伊那に住んだりしてますがその
人達が土地の名義を引き継いで法律的に管理するようになってるわけですね。そこに住宅を建て
ると4棟たたりそうだと。まだ隣地の方にはあいさつしてませんがAが全部整理してうちを建てて誰
か買ってくれば隣等へあいさつして欲しい、そういう進み方だそうです。私も初めてでびっくりし
ていますが、近所へもまだいわないでくれということです。進み具合ですけれども途中経過で報告
しておきます。

<武井会長>

ただ今三澤代理から説明があったわけでございます。(図面で場所確認)いわゆる、親が亡くな
ってこの4人が相続しておるということでございます。これからこういうのも、案外出てくるんじゃない
かと思えます。ですから4人の方が一緒にハンコつかなければこの土地はどうにもならないという
ことでございます。この件についてよろしいですかね。(「はい」の声)それではこの件については了
承することによりましてお願いいたします。それでは報告事項のほうお願いします。

報告事項

<足助事務局次長>

それでは報告事項ということで、まず専決事項ということでお願いしたいと思います、4月許可決
定の4条1件、5条4件につきましては、長野県農業会議から4月16日付けで許可相当の意見答
申がありましたので、許可指令書を交付いたしております。

次に、農地法第18条第6項の規定による通知書について、合意解約であります、1件、
議案書の通りでございます。添付書類も含め完備しておりましたので、事務局長専決により、
書類を受理いたしました。

報告事項は以上でございます。

<武井会長>

はい、ありがとうございました。報告事項2点について事務局の方から説明があったとおりでございます。5番その他について事務局から説明をお願いします。

その他

○次回農業委員会開催日 6月5日(火) 午後1時30分～ 役場第6会議室

○「遊休農地の再生利用を目指して 遊休農地の受け手をご紹介します」

○農業者年金加入者数・農業新聞購読者数・広報たつの掲載記事

○人・農地プランについて

○味噌づくり・ひまわりの取り組みについて

○旅行について

この議事録は、事務局が作成したものであるが、内容が正確であることを証するため、これに記名押印する。

平成 年 月 日

会 長 _____ 印

議事録署名人 _____ 印

議事録署名人 _____ 印